

鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

1 名 称

鳥川狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 区 域

安曇野市堀金鳥川須砂渡地籍の鳥川須砂渡ダム右岸と林道鳥川線との交点を起点とし、同点から同林道を南西進し、安曇野市堀金鳥川内山地籍の民有林13林班と14林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林中信森林管理署管内鳥川国有林第204号標柱に通じる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、同標柱に至り、同点から国有林と民有林との境界を北西進し、本沢との交点に至り、同点から国有林と民有林の境界を北西進し、旧南安曇郡堀金村と旧南安曇郡穂高町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、緑資源機構所有地と県営鳥川溪谷緑地公園の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同公園と一ノ沢財産組合所有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、林道一ノ沢線との交点に至り、同点から同林道を東進し、県営鳥川溪谷緑地公園と京信産業株式会社所有地との交点に至り、同点から同境界を南進し、鳥川との交点に至り、同点から同川を東進し、須砂渡ダム左岸との交点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,004ヘクタール）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日まで（5年間）

4 指定目的

当該地区は昭和39年（1964年）から令和元年までの間「鳥川鳥獣保護区」として存続し、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害の発生が問題となったため、令和元年11月1日から令和6年10月1日の5年間「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に地域の理解を得て指定されてきた。

今回の期間更新においては、ニホンジカ及びイノシシ以外の野生鳥獣の狩猟の禁止による保護を図りつつ、ニホンジカ及びイノシシは例外的に狩猟が可能な区域として指定することにより狩猟による捕獲圧をかけて、適正な個体数の管理による農林業被害の軽減を図ることを目的として引続き5年間の継続を指定するものである。

5 管理方針

生息する野生鳥獣の保護管理対策については、関係機関との連携の他、鳥獣保護管理員の巡視等による管理運営を行うとともに、長野県第二種特定鳥獣管理計画が策定されているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカについては、同特定計画に基づき管理を行う。

また、地域住民及び利害関係者等の要望に基づき、必要に応じて有害鳥獣捕獲許可により農林業被害の軽減を図る。加えて、鳥獣に不必要な苦痛を与えないよう、わな等の管理の徹底を行う。

6 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,004 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,000 ha
 農耕地 0 ha
 水 面 0 ha <干潟 0 ha>
 その他 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

{	国有林	{	林野庁所管	0 ha	{	制限林	0 ha	{	保安林	0 ha	
			文部科学省所管	0 ha		普通林	0 ha		砂防指定地	0 ha	
	国有林以外の国有地					{			{		

地方公共団体有地	855 ha	{	都道府県有地	332 ha
			市町村有地等	523 ha

私有地等 149 ha

公有水面 0 ha

一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 1 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	0 ha	{	自然環境保全地域特別地域	0 ha
			自然環境保全地域普通地域	0 ha

自然公園法による地域 (中部山岳国立公園)	0 ha	{	特別保護地区	0 ha
			特別地域	0 ha
			普通地域	0 ha

農振法による農業振興地域	0 ha	農用地区域	0 ha
--------------	------	-------	------

文化財保護法による地域	0 ha
-------------	------

7 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、安曇野市（旧堀金村）の西部にあり、鳥川を中心に南北に位置している地域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、標高 800 メートルから 2,100 メートルまでの主に東向きの斜面となっている。

地質は、花こう岩、花こう閃緑岩等を基岩とした地質である。

ウ 植物相の概要

低山帯にはカラマツの人工林が多く、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっている。

エ 動物相の概要

低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○コガラ、○ヤマガラ、ヒガラ、コゲラ、○シジュウカラ、カケス 等

イ 獣類

○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンザル、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、○ツキノワグマ、○キツネ、○タヌキ、テン、ノウサギ、ニホンリス 等

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域（安曇野市）の農林水産物の被害状況

令和2年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟	
				許可件数	捕獲数	捕獲数	(うち指定区域を含むメッシュ内)
ニホンジカ	水稲、野菜 果樹 等	ヒノキ カラマツ 等	214	1	110	22	0
イノシシ			595	1	11	6	0
ニホンザル			2,309	2	205	—	—
その他獣			1,512	12	61	17	0
カラス類			1,500	4	288	83	0
その他鳥類			2,657	24	248	1,322	0
計			8,787	44	923	1,450	0

令和3年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整 含む)		狩 猟	
				許可件数	捕獲数	捕獲数	(うち指 定区域を 含むメッ シュ内)
ニホンジカ	水稲、野 菜 果樹 等	ヒノキ カラマツ 等	200	2	125	42	1
イノシシ			533	2	8	19	4
ニホンザル			1,225	2	106	—	—
その他獣類			1,471	9	63	64	4
カラス類			1,514	2	370	114	6
その他鳥類			2,485	24	334	1,422	92
計			7,428	41	910	1,661	107

令和4年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整 含む)		狩 猟	
				許可件数	捕獲数	捕獲数	(うち指 定区域を 含むメッ シュ内)
ニホンジカ	水稲、野 菜 果樹 等	ヒノキ カラマツ 等	253	6	161	67	1
イノシシ			480	4	15	7	4
ニホンザル			1,721	7	119	—	—
その他獣			0	16	55	34	4
カラス類			342	4	239	66	6
その他鳥類			24	36	420	1,286	90
計			2,820	73	1,009	1,460	105

8 指定及び維持管理に要する経費に関する事項

- ①特別保護地区用制札 — 本
- ②案内板 1 基
- ③給水器 — 基
- ④給餌台 — 基
- ⑤巢箱 — 個
- ⑥その他

烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域 利害関係者意見一覧

所 属	職 名	氏 名	賛否・意見
安曇野市	市 長	太田 寛	賛成
中信森林管理署長	署 長	井口 英道	賛成
あづみ農業協同組合	代表理事 組合長	千國 茂	賛成
犀川漁業協同組合	代表理事 組合長	熊井 正敏	賛成
松本広域森林組合	代表理事 組合長	吉田 満男	賛成
安曇野市猟友会	会 長	藤原 英夫	賛成
信州野鳥の会	会 員	丸山 隆	賛成
計	6名		

烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図

